

# 下関市立大学大学院採点結果問合せ事務手続要綱

平成29年4月1日制定

改正 令和3年3月31日

令和4年3月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学大学院経済学研究科履修規程（平成19年規程第58号。以下「大学院履修規程」という。）第9条の規定に基づき、成績評価に関する採点結果の問合せ手続及びその様式を定めるものとする。

(成績評価)

第2条 大学院履修規程第6条第2項に規定する履修科目の成績評価について、次の場合に限り、当該期の採点結果に係る問合せを行うことができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに評価方法等について疑義があると思われる場合

(採点結果の問合せの方法)

第3条 採点結果に関する問合せを希望する者は、定められた期間内に別記様式に定める「採点結果問合せ書」に必要事項を記入の上、学務部教務課へ提出しなければならない。

- 2 前項の問合せをすることができる者は、当該科目を履修した本人とする。
- 3 採点結果問合せ書に対する回答は、文書により行うこととする。この場合において、当該回答は採点結果問合せ書を提出した日から起算して原則7日間（土日祝除く。）以内に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

下関市立大学大学院 採点結果問合せ書

年 月 日

学籍番号	名 前	連絡先 (携帯番号)

科 目 名	担 当 者 名	曜日・時限
		曜 時限

レポートの提出状況、試験実施の有無なども含め、問い合わせ内容を詳細に記載してください。

出席状況について ( ) 回の欠席